

お知らせ なんたん



第128号(2の1)平成23年5月13日発行

今回のお知らせ内容

— 2の1 枚目 (緑色) —

- 【表】・夏季期間における職員の軽装勤務のお知らせ
・6月の母子保健事業日程表
・『振り込め詐欺』にご注意ください！
・不妊治療助成申請について
・特定不妊治療費助成申請について

- 【裏】・南丹市八木B&Gプールの監視員を募集します
・京都府立ゼミナールハウスからのお知らせ
・丹波自然運動公園からのお知らせ
・なんたんテレビ番組表(5月16日~31日)

— 2の2 枚目 (オレンジ色) —

- 【表】・市営住宅の入居者を募集します
・平成23年地価公示が発表されました
・畑郷市民農園(貸農園)の利用者を募集しています
・ひとり親家庭いきいきふれあい事業の参加申込について
・5月「カフェよっといで」のお知らせ
・せいかつ さぎょう べんきょうかいのお知らせ
・5月は「赤十字運動月間」です

- 【裏】・歴史・健康ウォーキング参加者募集
・南丹市国際交流協会からのお知らせ
・園部公民館の受講生を募集します
・第19回南丹市八木陸上競技大会を開催します
・南丹市国際交流協会からのお知らせ
・東日本大震災被災者電話無料法律相談
・「ものづくり産業就業フェア」開催のお知らせ
・京都丹波ブランド戦略第1弾「教えて！京都丹波」開設

夏季期間における職員の軽装勤務のお知らせ

南丹市では、節電対策、省エネルギー対策の取り組みとして、夏季期間(5月~10月)における執務時間中の職員の服装を、ノーネクタイ・ノー上着による軽装勤務としています。また、今後各施設において、冷房温度設定「28℃」を徹底する取り組みを進めますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◇問合せ先 企画調整課 TEL (0771) 68-0008

6月の母子保健事業日程表

6月の母子保健事業は下記のとおりです。

	事業名	対象(月齢など)
6月3日(金)	乳児後期健診	平成22年7月1日~7月26日生
6月10日(金)	乳児前期健診	平成23年2月生
6月14日(火)	2歳5カ月児健康相談	平成20年12月生
6月16日(木)	1歳8カ月児健診	平成21年8月30日~9月24日生
6月17日(金)	3歳5カ月児健診	平成19年11月28日~12月25日生
6月29日(水)	離乳食教室	生後5カ月~1歳ごろの乳児と保護者

●場所 園部保健福祉センター(こむぎ山健康学園)

※対象の方には個別に案内・問診票を郵送します。

◇問合せ先 保健医療課 TEL (0771) 68-0016

『振り込め詐欺』にご注意ください！

南丹市においても巧妙で悪質な「振り込め詐欺」や「架空請求」が発生しています。不審な電話や身に覚えのない請求はがきなどが届いたら一人で悩まずご相談ください。

◇問合せ先 消費生活相談窓口 商工観光課 TEL (0771) 68-0050

不妊治療助成申請について

子どもを希望しながらも恵まれないため不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成しています。平成23年4月受診分から、保険診療分だけでなく、人工授精も助成対象となり、助成限度額が増額されます。

●対象者

- ①南丹市に住所を有し、京都府に1年以上居住している夫婦
(婚姻の届け出はしていないが、事実上婚姻関係にある方は人工授精治療を除く)
- ②各種医療保険に加入している方

●給付対象 不妊治療のうち、保険適用のある治療および人工授精

※府外の医療機関での治療も対象になります。なお、診断のための検査は助成対象外になりますのでご注意ください。

●助成金額

- ①助成割合：本人負担額の2分の1
※医療保険法の規定による保険者、共済組合の規約、定款、運営規則などで、不妊治療に要する費用に対して給付がなされる場合は、その額を控除する。
- ②助成限度額：保険適用のある治療のみの場合、1年度につき6万円を限度とする。
※夫婦双方が不妊治療を受けている場合は、それぞれにつき6万円までとする。
それ以外の場合、1年度につき10万円を限度とする。
- ③助成期間：助成回数に制限はありません。
- ④前年度助成額が基準額に満たない場合は、上記に満たない額を限度額に加える。

●申請方法 不妊治療助成金交付申請書と医療機関証明書を保健医療課、または、各支所健康福祉課窓口へ提出してください。(郵送可)

※不妊治療助成金交付申請書と医療機関証明書は、保健医療課および各支所健康福祉課に備えています。

※医療機関証明書は府内医療機関にも備えています。

※申請は診療日から起算して1年以内に行ってください。

※平成22年度治療分の申請がまだの方は早めの申請をお願いします。平成22年度治療分の助成については、人工授精は対象外となり、助成割合は本人負担額の2分の1ですが、1年度につき5万円を限度としますのでご了承ください。

◇問合せ先 保健医療課 TEL (0771) 68-0016

特定不妊治療費助成申請について

京都府では、体外受精および顕微授精を受けられた方々の負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。

●助成額 1回の治療につき15万円までとし、1年度当たり2回(初年度のみ3回)を限度とします。所得制限は、前年の所得が730万円未満(夫婦合算)です。

●対象期間 通算5年間(全10回)

●対象者 治療終了日が平成23年4月1日から平成24年3月31日の方

※平成24年4月に入って治療を終了された場合は、平成24年度の対象となります。

●申請期限 治療が終了した年度内ですので、平成24年3月末までに申請してください。

※治療の終了後はなるべく早く申請してください。ただし、事情により3月末までに申請ができない場合は、治療終了日から起算して1年以内に申請してください。

◇問合せ先 南丹保健所 TEL (0771) 62-4753
保健医療課 TEL (0771) 68-0016

母親教室日程変更のお知らせ

お知らせなんたん第126号で案内しました5月16日(月)実施の母親教室の日程を下記のとおり変更します。お間違えのないようよろしくお願いします。なお、妊娠届を提出された方には個別通知をします。興味・関心のある方は、ぜひご参加ください。

●日程 6月2日(木) ●内容 歯科の話、マタニティーヨガ体験

●時間 受付：午後1時15分~1時30分 実施：午後1時30分~4時

●場所 園部保健福祉センター(こむぎ山健康学園)

●持物 母子手帳、バスタオル、5本指靴下(お持ちであれば)

●申込方法 5月30日(月)までに下記にお電話ください。

◇問合せ先 保健医療課 TEL (0771) 68-0016

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。